

市立大津市民病院西側斜面除草及び剪定業務 仕様書（案）

1. 件名

市立大津市民病院西側斜面除草及び剪定業務 一式

2. 概要・目的

本業務は市立大津市民病院西側斜面に繁茂する雑草の除草及び樹木の剪定を実施するものである。本業務の実施にあたっては、近隣住民からのご意見に基づく業務であることを理解し、誠実に履行すること。

3. 業務期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

1回目:5月1日から6月30日まで(予定)

2回目:8月1日から9月30日まで(予定)

4. 履行場所

滋賀県大津市本宮二丁目9番9号

地方独立行政法人 市立大津市民病院 西側斜面

5. 業務内容

- ・西側斜面全面(約 3,780 m²)の除草(別紙1参照)
- ・西側斜面フェンス沿い生垣(約 83.7m)の剪定(別紙2参照)
- ・西側斜面に隣接する住宅への「除草・剪定作業のお知らせ」の作成及び投函(任意様式)
- ・市立大津市民病院(以下「甲」という。)が指定する場所への刈草及び剪定枝の集積

6. 事故発生時の報告義務

受託者(以下「乙」という。)は、作業時において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

また、乙の故意又は重大な過失により、機器及び施設等を故障、破損、滅失等に至らしめた時は、乙の責任でもって当該施設等を原状に回復するとともに、これに要した費用並びに当該故障等により甲が被った損害に係る経費は、乙が負担するものとする。

7. 緊急連絡体制の報告

乙は、あらかじめ業務に携わる現場責任者等の緊急連絡体制を甲に報告しなければならない。なお、契約期間中に現場責任者の変更等を含む緊急連絡体制の変更を行おうとする時は、予め甲と協議するものとする。変更等があった時は、速やかに変更内容を甲に報告するものとする。

8. 業務実施上の注意

- (1) 本業務を開始するにあたり、事前に甲と協議し、作業内容、作業方法、作業日程などを明確化したうえで実施すること。

- (2) 本業務を履行し得る十分な能力及び経験を有する人材を適正に配置すること。
- (3) 本業務を統括する責任者を置き、当該責任者に本業務の指揮監督を行わせ、全体の整合を図りながら業務を遂行すること。
- (4) 業務の実施にあたり、甲の業務運営及び施設管理に支障を来さないよう十分注意するとともに、業務場所の近隣住民に不安感、不快感等を与えないよう、配慮すること。
- (5) 本業務の進捗について、現場責任者から甲に対して随時報告すること。

9. 成果物の提出及び検査

本業務を完了したときは、各業務期間毎に下記の成果物を提出し、甲の検査を受けるものとする。

- ・業務完了報告書
- ・業務写真

10. その他

- (1) 本業務を実施するにあたり、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙が賠償すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、又は本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、甲と協議の上、誠意をもってその解決を図るものとする。
- (3) 本業務に要する全ての費用は、本調達に含むものとする。
- (4) 甲は、乙に対し、業務を行うために一時的に必要な場所、ユーティリティ(電気、水等)を業務期間内は無償で提供するものとする。
- (5) 甲は、甲の業務運営に支障があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
- (6) 前項目により業務の全部又は一部を一時中止した場合においては、業務の完了日について甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項であっても、甲が事業の遂行上必要と認めた業務について、乙は実施しなければならない。なお、この場合において、事業体制の大幅な変更等が見込まれるときは、別途協議を行うこととする。